

## 平成27年度・28年度活動計画

2012年10月、全国HMN協議会が設立され、「人材育成の全国展開と活動ネットワークの構築支援」を当面の目標としてきたが、4年目を迎えるにあたって、下記活動計画を策定する。

### 1 メーリングリストによる情報交流とホームページの活用

- (1) メーリングリストにより、各地域からイベント情報、活動報告等を発信する。
- (2) メーリングリストを活用して、人材育成・活動組織構築に関する照会や回答を行う。
- (3) 協議会のホームページ(連合会HP内)に資料性のあるデータ(各地域のカリキュラム等)を蓄積する。

### 2 ヘリテージのステップアップ講習の推進

- (1) 建築基準法適用除外条例が現在、京都市、横浜市、神戸市等で施行しつつある。適用除外の対象物件を指定建築物として指定しようとする場合、保存活用計画の作成が必要である。これらの状況を踏まえ、従来のヘリテージ講習会に、ステップアップ講習として「保存活用計画の作成方法」を講義科目として整備する。
- (2) 日本建築士会連合会発刊の「被災歴史的建築物の調査・復旧方法の対応マニュアル」を教材に非常時におけるヘリテージマネージャーの役割を学び共有する。
- (3) 各地域でステップアップ講習を実施する場合は、メーリングリストを活用してその内容を報告する。

### 3 行政、建築士会への働きかけなど

- (1) 登録文化財の設計監理業務の設計者をヘリテージマネージャーであれば、文化庁の定める主任技術者(文化財建造物保存技術協会の職員等)の指導を受けなくても、その業務ができるように文化庁に要望する。  
この要件緩和を実現するため、各都道府県建築士会内にヘリテージマネージャーの技術指導が可能な体制(歴史的建造物委員会)を整えるよう要請する。
- (2) 国交省住宅局建築指導課長発信文書(平成26年4月1日づけ)による技術的助言に基づく建築基準法適用除外に係る実施体制の整備について、行政、建築士会に働きかける。
- (3) 「歴史まちづくり法」の重点区域や歴史的風致形成建造物に対するヘリテージマネージャーの役割や関与について、国土交通省関係者と懇談の機会を設ける。
- (4) 国宝・重要文化財の防災施設の設置や整備に関する設計・計画業務について、ヘリ

ページマネージャーの取得を要件にするよう文化庁に働きかける。

(4) 文化庁の近現代建造物緊急重点調査事業に協力する。

(5) 大工、左官、瓦等の職人の団体など他団体との連携を強化していく。

#### 4 日本建築学会との連携

日本建築士会連合会と日本建築学会との間で「歴史的建築総目録データベース」を共有し災害時等に活用するための協定が締結されたことを受け、地域ごとにデータ共有を具体化していくとともに、各地域のヘリテージマネージャーによる入力体制の整備に協力する。

#### 5 ブロックごとの交流促進を図る。

・全国を以下の7つのブロックに分け、各ブロックの代表を運営委員とする。

北海道、 東北、 関東甲信越、 東海・北陸、 近畿、 中・四国、 九州

#### 6 第4回全国HM大会および第5回全国HMN協議会総会の開催

2016年10月開催予定の建築士会全国大会大分大会に合わせて、第4回全国HM大会と第5回全国HMN協議会総会を開催する。

#### 7 活動財源の検討

全国協議会の活動財源については、引き続き運営委員会で検討していく。

(1) 協議会の運営に必要な経費を試算し、メーリングリストで意見・提案を募る。

(2) 全国47都道府県の大半が人材育成に着手するまでは、会費なしで運営を行う。

(3) その間、連合会は可能な限り協議会に対する支援を行う。